令和８年度夏季定期預金　商品概要説明書

１．商品名	・プレミアム定期預金
２．販売対象	・出資金５万円以上保有の組合員（個人及び法人） ※新規に組合員（本商品取扱いは出資金５万円以上）となる方も含みます。
３．期間	・1年・3年・5年 自動継続（元金継続または元利継続）
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入（スーパー定期)、通帳式（総合口座含む)・証書式 ・２０万円以上１，０００万円以内 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払い頻度 （３）計算方法	 ・出資金額５万円以上５０万円未満 １年０．９０％　　３年　年１．００％　　５年　年１．２０％ ・出資金額５０万円以上３００万円未満 １年１．００％　　３年　年１．２０％　　５年　年１．４０％ ・出資金額３００万円以上 １年１．１０％　　３年　年１．４０％　　５年　年１．６０％ 初回満期日まで適用。満期後は店頭表示金利適用とします。 ・金利情勢の変動等により、お取扱い期間中に金利を見直す場合があります。 ・預入期間３年未満は、満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間３年以上は、預入日から起算して１年ごとの応答日（ただし、応答日から満期日まで１年に満たない場合は除きます）に中間利息を支払います。 ・中間利払利率は、約定利率×７０％（小数点第４位以下切捨て） ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。
７．税金	・個人・・・２０％の源泉分離課税（国税１５％・地方税５％） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの２５年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、地方税５％）となります。 ・法人・・・総合課税
８．手数料	―
９．付加できる特約事項	・この預金のお取扱いは令和８年８月１０日（月）から令和８年１２月３０日（水）までの取扱いとします。ただし、預入総額が当組合全店合計５０億円になり次第、この商品の取扱いは締切とさせて頂きますので、営業店の窓口にて確認を頂いてからのお預かりとなります。 ・お一人様２，０００万円以内のお取扱となります。 ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。

	なお､貸越利率は担保定期預金の約定利率に１．００％を上乗せした利率です。 ・個人のものはマル優の取扱いができます。
１０．中途解約時取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第３位以下切捨て）により計算し、預金とともに支払います。ただし、中間利息が支払われている場合は、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①　預入日の１年後の応当日を満期日とした預金の場合 Ａ．６カ月未満　解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満　約定利率×５０％ ②　預入日の３年後の応当日を満期日とした預金の場合 Ａ．６カ月未満　解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満　約定利率×４０％ Ｃ．１年以上１年６ケ月未満　約定利率×５０％ Ｄ．１年６カ月以上２年未満　約定利率×６０％ Ｅ．２年以上２年６カ月未満　約定利率×７０％ Ｆ．２年６カ月以上３年未満　約定利率×９０％ ③　預入日の５年後の応当日を満期日とした預金の場合 Ａ．６カ月未満　解約日における普通預金の利率 Ｂ．６カ月以上１年未満　約定利率×４０％ Ｃ．１年以上２年未満　約定利率×５０％ Ｄ．２年以上３年未満　約定利率×６０％ Ｅ．３年以上４年６カ月未満　約定利率×７０％ Ｆ．４年６カ月以上５年未満　約定利率×９０％
１１．金利情報の入手方法	・店頭備え付けのテレビによる金利のお知らせをご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。
１２．組合員について	・組合員加入が必要です。 ・本商品は、預金保険制度対象商品です。ただし出資金（組合員加入）については預金とは異なり預金保険制度の対象ではありません。
１３．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談室にお申出ください。 【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】０２４－９２２－７７１１ 受付日　月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間　午前９時から午後５時 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.fukushimakenshin.co.jp ・　紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）

	で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※）。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口：一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電話　　：０３－３５６７－２４５６ 住所　　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５

福島県商工信用組合　R8.10.26 現在